

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第16回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に12番、大畑礼子委員、13番、松下裕幸委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日7月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは
ありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
1件ございます。

報告第39号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第39号「現況証明願」について
ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の一筆、XXXXm²の土地について、所有者である
XXXXXXXXXX氏の代理人である土地家屋調査士のXXXXXXXXXX氏より現況証明願があり、6月28日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地
以外であり、利用状況は雑種地でしたので、7月1日、会長専決により証明書の発行
を行いました。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長

野村会長

事務局

永洞事務局長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第81号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の8ページでございます、議案第81号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番は、資料が10ページと11ページでございます。

公簿地目が牧場である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]より現況証明願がございました。

7月2日、釧路地区の農業委員6名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が12ページと13ページでございます。

公簿地目が畑である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]氏より現況証明願がございました。

7月18日、阿寒地区の農業委員8名と事務局職員3名で審査及び協議をした結果、本件を継続審査とすべきものと致しました。

以上、2件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

清水委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

議案第81号「現況証明願」の1番について、調査報告をいたします。

願い出のありました、[]は、[]が所有する、公簿地目が牧場で農振農用地の市街化調整区域にある[]㎡の土地であります。

令和元年7月2日、釧路地区農業委員6名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、農地採草放牧地以外で、利用状況も雑種地であることを確認しました。

以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

委員

佐藤泰正委員

清水委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、委員長の佐藤泰正委員から報告をお願いします。

議案第81号「現況証明願」のうち2番について報告致します。

現況証明願の2番は、[]氏が所有する、[]、公簿地目が畑、農振農用地区域にある[]㎡の土地に関する件であります。令和元年7月18日、阿寒地区農業委員8名、事務局職員3名で審査及び協議を行った結果、当該地は、国営緊急農地再編整備事業の整備計画地であり、農業振興地域整備計画における農用地区域の変更や当該国営事業計画のあり方について確認したうえで、なお慎重に審議する必要性から、継続して審査すべきものといたしました。

以上、報告を終わります。

議長
野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。
それでは、議案第81号「現況証明願」について審議致しますが、最初に1番を、次に2番を審議致します。
それでは、1番について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第81号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第81号「現況証明願」の1番については、原案のとおり決定致します。

次に2番を審議致しますが、先ほど委員長より継続審査の申し出がありました。
本件を、委員長申し出のとおり継続審査といたしますが、これにご異議ございますか。

委員
委員一同

異議なし

議長
野村会長

ご異議なしと認めますので、本件を継続審査といたします。
それでは、次に、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書15ページの表の1番は、資料が17ページから20ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他17筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、使用貸借による経営移譲を行うものであります。

次に2番は、資料が21ページから30ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他24筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、売買による所有権移転を行うものであります。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よ

議長
野村会長

委員
清水委員

ろしくお願い致します。

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について報告を致します。

申請の内容は[]氏が所有する、[]、他17筆、合計[]
㎡の農地について、ご子息である[]氏に使用貸借により経営移譲を行うものです。

令和元年7月2日、釧路地区農業委員6名、事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

委員
佐藤泰正委員

清水委員、ありがとうございました。

次に、2番について、調査委員長の佐藤泰正委員から報告をお願いします。

議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について調査報告を致します。

2番の申請の内容は、[]が所有する[]
[]、合計[]㎡の農用地について、[]氏に総額[]円で売買による所有権の移転を行うものです。

これらの件について、令和元年7月18日、阿寒地区農業委員8名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。

それでは、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議に入りますが、2番につきましては、菊池利治委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますので、まず1番を審議した後に、2番を審議致します。

それでは、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議致しますので、菊池委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については、原案の通り決定致します。

菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長
野村会長

それでは、次に、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書31ページでございます、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農用地を転用するため、農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることとなりますが、許可申請は、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書32ページの表の1番は、資料が議案書33ページから38ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、令和2年8月25日まで■■■■に無償で使用貸借した上で、隣接の非農地と合わせて、当法人が砂利採取を行う、一時転用の許可申請です。なお、昨年の許可に続き3年目となります。

砂利採取については、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

また、農業振興計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨

の回答を得ております。

本件につきましては、7月18日、阿寒地区の農業委員8名と事務局職員3名で、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長佐藤泰正委員から報告をお願いします。

委員
佐藤泰正委員

議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告致します。

本内容は、 氏が所有する の一筆、 m²の採草放牧地について、 に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うもので、昨年引き続き3年目の申請となります。

この砂利採取については、 氏が所有する隣接地の の山林と一体で行うもので、本申請地は農用区域内ではありますが、釧路市長より、農振整備計画の達成に支障ない旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和元年7月18日、阿寒地区農業委員8名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についての審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の39ページにございます、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で5件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書40ページの表の1番は、資料が42ページと44ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が42ページと45ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が42ページと46ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、表の4番は、資料が42ページと47ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書41ページの表の5番は、資料が42ページから43ページと48ページから55ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他19筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第85号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書56ページでございます、議案第85号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、1件の意見聴取がございました。

議案書57ページの表の1番は、資料が58ページから60ページでございます。

事業主体である■■■■氏が所有する■■■■、の一筆、■■■■㎡について、太陽光発電所建設用地への転用による土地売払いのため、農用地区域より除外し、用途区分の「農地」を「白地」に変更するものです。

なお、本件については、7月18日、阿寒地区の農業委員8名と事務局職員3名で協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番について、協議の結果を委員長の佐藤泰正委員から報告願います。

委員

佐藤泰正委員

議案第85号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、協議の結果を報告致します。

本件は、農業振興地域整備計画では農地とされ、現況が採草放牧地となっている■■■■の一筆、■■■■㎡の土地について、所有者である■■■■氏より太陽光発電所建設用地への転用による土地の売払いをするため、農業振興地域内の農用地区域から除外すべく、農用地利用計画の変更申請があったものです。

令和元年7月18日、阿寒地区農業委員8名及び事務局3名で協議をした結果、

1、当該地は農地を計画的に再編し、生産性、収益性の向上を図ることを目的とした国営緊急農地再編整備事業の整備計画地となっている。

2、当該地の現状は生産力が低い状況にはあるが、上記事業等により整備されることで、生産力の回復が見込まれる。

3、阿寒地区の農業を持続的に発展させるためには、限られた土地資源を有効活用していくことが重要であることから、今後も農地として利用されていくべきであると考える。

議長

野村会長

以上のことから、農用地区域より除外すべきでない旨、意見することとなりました。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。
それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第85号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第85号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 7月 31日

議長 野村 照明

署名委員 大畑 礼子

署名委員 松下 裕幸